

令和2年4月24日

受注者各位

総務部契約検査課

### 施行中の工事等における感染拡大防止策の徹底について

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、下記に示す対策を適切に講じるよう、作業従事者等に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

#### 記

施行中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗い・うがいなどの感染予防対応の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしているところではありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことをうけ、改めて、施行中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いいたします。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

なお、施行中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのあるものをふくむ。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、茨城県の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。